

「第3号被保険者問題」のタブー



日本総合研究所主席研究員
河村小百合

今年には年金の財政検証の年。議論の焦点の一つが、第3号被保険者問題だ。会社員や公務員に扶養されている配偶者で、年収が原則130万円未満なら、国民年金の保険料を納付する必要がなく、基礎年金を受給できる。自営業者にはこうした「特典」はない。これまでたびたび、議論がありながらも改革はなかなか進まない。なぜか。

国の説明では「①年収600万円の夫と年収ゼロ（実際は130万円未満）の妻」と、「②夫婦ともに年収300万円の正社員」という夫婦を比較すると、保険料も年金も同額になるから不公平ではない、との由だ。しかし、これは結論が「公平」となるように前提が設定されている感がないし、もあらず。なぜ、「③夫婦ともに年収600万円（やそれ以上）」のケースを示さないのか。現制度の最大の問題は、第3号被保険者が負担せずに済む保険料は、他の大多数の被保険者が、男女や婚姻の有無を問わず負担する厚生年金保険料から基礎年金勘定への拠出で賄われている点にあると言えよう。

共働き世帯が大勢となり、ひとり親世帯も増え、子育ても老親の介護

も、男女を問わず、結婚しているか否かを問わず皆がやっている時代に、これはまさに、負担の「不公平」以外の何物でもなからう。

「この問題は『働く女性VS専業主婦』というような報道をされがちだが、実際は『働く女性VS専業主婦を妻に持つ男性』との見方がある。その通りだろう。だから、この問題の負の側面として『就業調整』ばかりが強調され、『負担の不公平』は取り上げることがタブーと化しているのではないか。

第3号被保険者は、所得税の配偶者控除と相まって、旧来型の男女の社会的な役割分担を温存・固定化させる象徴的な制度だ。現下のわが国での社会や意識の大きな変化を鑑みれば、数年後といった一定時点から新規の適用者はなくし、すでに第3号被保険者の立場にある人々には継続を認めつつも、転換を促す方向に大きく舵を切るべきだろう。年金財政面での改善効果は当初として大きくないかもしれないが、社会全体を新たな姿に変えていく強いメッセージになり得る。わが国が、少子化を乗り越え新たな時代に向かって生まれ変わっていく原動力となるだろう。

巻頭言